

議案第112号 説明資料

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の 地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

1 制定趣旨

幕別町では、簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業（以下「簡易水道事業等」という。）の財務会計処理は、これまで地方自治法等に基づき、官公庁会計で実施してきたが、平成31年4月、総務省から地方公共団体に対して「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」が示され、公営企業の経営健全化等に向けて、簡易水道事業及び下水道事業を重点事業として位置づけ、令和元年度から令和5年度までの5年間で公営企業会計へ移行するよう要請があったことから、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行する。

2 法適用の目的

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、厳しさを増している。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況をより明確にすることで、経営の効率化と健全化を推進することであり、本町においても、この趣旨を踏まえ、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行する。

3 法適用に伴う対応

簡易水道事業等の地方公営企業法の適用に伴い、関連する18件の条例整備を行う。改正内容の主なものは、次のとおり。

(1) 幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正

簡易水道事業等に地方公営企業法を適用するため、すでに公営企業会計を運用している現行の「幕別町水道事業の設置等に関する条例」に簡易水道事業等を加え、「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に題名を改め、経営の規模や能力等の必要な事項を規定する。

(2) 関係する条例の一部改正

地方公営企業法では、公営企業の合理的能率的運営を図るため、専任の管理者を置くことを原則としているが、企業の規模や経営の実情に応じて、条例で定めるところにより管理者を置かないとすることができ、簡易水道事業等についても水道事業と同様に条例で管理者を置かない旨を定め、町長が公営企業の管理者の権限を行う。

このことを踏まえ、幕別町の代表者である「町長」と地方公営企業法の管理者の権限を行う「町長」を整理するため、「管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改める。

この他、今回改正する条例における文言の使い方等を統一するため、必要な字句の追加・改正を行う。

4 法適用に係る例規整備一覧

No.	例規名	区分	内容
①	幕別町部設置条例	改正	公営企業に関する事項の削除
②	幕別町職員定数条例	改正	公営企業部局職員の定数の追加
③	幕別町特別会計条例	改正	地方公営企業法の規定により法適用事業は特別会計の設置が義務付けられているため、簡水・下水・個排・農集特別会計及び水道事業会計の規定の削除
④	幕別町農業集落排水事業償還基金条例	改正	条文中の「農集特別会計歳入歳出」の規定を「下水道事業会計」に変更 第5条（繰替運用）の規定内容の変更
⑤	幕別町使用料等審議会条例	改正	「規則で定める」の規定を「町長が定める」に変更
⑥	幕別町手数料条例	改正	⑤と同様
⑦	幕別町公共下水道設置条例	廃止	廃止し、幕別町水道事業の設置等に関する条例で規定
⑧	幕別町公共下水道条例	改正	条文中の「規則で」及び「町長」の規定を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に変更
⑨	幕別町公共下水道受益者負担金条例	改正	⑧と同様
⑩	幕別町水洗便所改造等資金貸付条例	改正	⑧と同様
⑪	幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例	改正	題名の改正「幕別町個別排水処理施設管理条例」 「設置」の規定を削除し、幕別町水道事業の設置等に関する条例で規定 その他改正内容は、⑧と同様
⑫	幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例	改正	⑧と同様
⑬	幕別町農業集落排水処理施設設置条例	廃止	⑦と同様
⑭	幕別町農業集落排水処理施設管理条例	改正	⑧と同様
⑮	幕別町水道事業の設置等に関する条例	改正	題名の改正「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」 文言を統一するため、必要な字句の追加・改正
⑯	幕別町水道事業給水条例	改正	⑧と同様
⑰	幕別町簡易水道設置条例	廃止	⑦と同様
⑱	幕別町簡易水道事業給水条例	改正	⑧と同様

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町部設置条例 (平成27年12月18日 条例第38号)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する部及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 建設部</p> <p>ア 道路、河川及び公園に関する事項</p> <p>イ 地籍に関する事項</p> <p>ウ 都市計画に関する事項</p> <p>エ 建築及び住宅に関する事項</p> <p><u>オ 水道に関する事項</u></p> <p><u>カ 下水道及び個別排水処理に関する事項</u></p>	<p>○幕別町部設置条例 (平成27年12月18日 条例第38号)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定により設置する部及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 建設部</p> <p>ア 道路、河川及び公園に関する事項</p> <p>イ 地籍に関する事項</p> <p>ウ 都市計画に関する事項</p> <p>エ 建築及び住宅に関する事項</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
 企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>220人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局の職員 32人</p> <p>(5) 監査委員の事務部局の職員 1人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>209人</u></p> <p>(2) <u>水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 11人</u></p> <p>(3) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 32人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 1人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>2及び3 略</p> <p>第3条 略</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特別会計条例 (昭和50年3月29日 条例第10号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 幕別町国民健康保険特別会計(2) 幕別町後期高齢者医療特別会計(3) 幕別町介護保険特別会計<u>(4) 幕別町簡易水道特別会計</u><u>(5) 幕別町公共下水道特別会計</u><u>(6) 幕別町個別排水処理特別会計</u><u>(7) 幕別町農業集落排水特別会計</u><u>(8) 幕別町水道事業会計</u> <p>第2条 略</p>	<p>○幕別町特別会計条例 (昭和50年3月29日 条例第10号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 幕別町国民健康保険特別会計(2) 幕別町後期高齢者医療特別会計(3) 幕別町介護保険特別会計 <p>第2条 略</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業集落排水事業償還基金条例 (平成17年9月26日 条例第99号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、毎年度幕別町<u>農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算</u>に定めるところによる。</p> <p>第3条 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、幕別町<u>農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 <u>町長</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用し、又は<u>一般会計の歳入歳出予算</u>の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、農業集落排水事業に係る町債の償還に充当する場合に限り、その全部又は一部を幕別町<u>農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算</u>に計上して処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定</p>	<p>○幕別町農業集落排水事業償還基金条例 (平成17年9月26日 条例第99号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、毎年度幕別町<u>下水道事業会計予算</u>に定めるところによる。</p> <p>第3条 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、幕別町<u>下水道事業会計予算</u>に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を<u>農業集落排水事業の業務に係る現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、農業集落排水事業に係る町債の償還に充当する場合に限り、その全部又は一部を幕別町<u>下水道事業会計予算</u>に計上して処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
める。	定める。

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
 企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町使用料等審議会条例 (昭和50年 9月26日 条例第29号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は規則で定める。</p>	<p>○幕別町使用料等審議会条例 (昭和50年 9月26日 条例第29号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第6条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表（第2条関係） 略</p> <p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく<u>規則</u>を含む。）若しくは<u>規則</u>における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p> <p>別表（第2条関係） 略</p> <p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく<u>規則等</u>を含む。）若しくは<u>規則等</u>における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
 企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第7条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公共下水道条例 (昭和58年 9月30日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>町長</u>が別に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>町長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>町長</u>が特別</p>	<p>○幕別町公共下水道条例 (昭和58年 9月30日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>が定める。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>管理者</u>が別に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>の理由があると認められた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>	<p>別の理由があると認められた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>の定めるところにより、<u>町長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出ることをもって<u>町長</u>の確認を受けたものとみなす。</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の定めるところにより、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって<u>管理者</u>の確認を受けたものとみなす。</p>
<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了の日から5日以内にその旨を<u>町長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。</p>	<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了の日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>規則</u>で定めるところにより<u>町長</u>が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ、行うことができない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、<u>管理者</u>が定めるところにより<u>管理者</u>が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ、行うことができない。</p>
<p>第8条～第9条の2 略</p>	<p>第8条～第9条の2 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第10条 前条の規定により除害施設の設置、改築又は増築をしようとする者は、あらかじめその計画について、<u>規則</u>で定めるところにより<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。ただし、<u>町長</u>は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>規則</u>で定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第12条の2 使用者が変わったときは、新たにその使用者となった者が、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(悪質下水の排除の開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ<u>規則</u>で定めるところにより、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第10条 前条の規定により除害施設の設置、改築又は増築をしようとする者は、あらかじめその計画について、<u>管理者</u>が定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。ただし、<u>管理者</u>は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>管理者</u>が定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第12条の2 使用者が変わったときは、新たにその使用者となった者が、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(悪質下水の排除の開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>ない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第14条 <u>町長</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、使用者が公共下水道の使用を廃止したとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>4 <u>町長</u>は、特に必要と認めたときは料金の概算額を前納させることができる。この場合、公共下水道の使用を廃止したとき精算する。</p> <p>5 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>町長</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器（以下「計測装置」という。）があるときは、計測装置により測定された水量により、計測装置がないときは、別に定める基準により<u>町長</u>が認定するところによる。ただし、別に定める基準により認定することが著しく不相当と認められるときは、<u>町長</u>は、その不相当と認められる事実を勘案して認定することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終期から起算して5日以内に<u>町長</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>町長</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、使用者が公共下水道の使用を廃止したとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、特に必要と認めたときは料金の概算額を前納させることができる。この場合、公共下水道の使用を廃止したとき精算する。</p> <p>5 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器（以下「計測装置」という。）があるときは、計測装置により測定された水量により、計測装置がないときは、別に定める基準により<u>管理者</u>が認定するところによる。ただし、別に定める基準により認定することが著しく不相当と認められるときは、<u>管理者</u>は、その不相当と認められる事実を勘案して認定することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終期から起算して5日以内に<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>3 <u>町長</u>は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めるときは、ポンプ施設その他の施設に計測装置を取り付けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第16条 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第17条 <u>町長</u>は、使用料を算出するために、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、<u>町長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第19条 略</p> <p>(占有)</p> <p>第20条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して<u>町長</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件についてはこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="129 1193 1104 1246"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、前項の占有料を減免することができる。</p> <p>(原状回復)</p>	略	<p>3 <u>管理者</u>は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めるときは、ポンプ施設その他の施設に計測装置を取り付けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第16条 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第17条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第19条 略</p> <p>(占有)</p> <p>第20条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件についてはこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1193 2157 1246"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、前項の占有料を減免することができる。</p> <p>(原状回復)</p>	略
略			
略			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第21条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第22条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減免することができる。</p> <p>第23条及び第24条 略</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第25条 排水施設（これを補完する施設を含む。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう<u>地盤</u>の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第26条 排水設備の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>第21条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第22条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減免することができる。</p> <p>第23条及び第24条 略</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第25条 排水施設（これを補完する施設を含む。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>管理者</u>が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう<u>地盤</u>の改良、可撓継手の設置その他の<u>管理者</u>が定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第26条 排水設備の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>管理者</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第27条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第25条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>第28条 略</p> <p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p> <p>第29条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。</p> <p>第30条～第32条 略</p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p>第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第27条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第25条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者</u>が定める措置が講ぜられていること。</p> <p>第28条 略</p> <p>(終末処理場の維持管理に関する基準)</p> <p>第29条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者</u>が定める措置を講ずること。</p> <p>第30条～第32条 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第8条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公共下水道受益者負担金条例 (昭和58年9月30日 条例第33号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。<u>町長</u>は、地上権、質権、又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、その地上権等を有する者と当該土地所有者とがそれぞれ協議し、当該土地に係る負担金を負担する者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定)</p> <p>第3条 <u>町長</u>は、排水区域を土地の状況に応じて、負担区を定めるものとする。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>(賦課対象区域の決定)</p> <p>第5条 <u>町長</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、か</p>	<p>○幕別町公共下水道受益者負担金条例 (昭和58年9月30日 条例第33号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、地上権、質権、又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、その地上権等を有する者と当該土地所有者とがそれぞれ協議し、当該土地に係る負担金を負担する者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区の決定)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、排水区域を土地の状況に応じて、負担区を定めるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>(賦課対象区域の決定)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、か</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>つ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第6条 <u>町長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を賦課するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、第1項の規定により負担金を賦課したときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条 略</p> <p>（負担金の徴収猶予）</p> <p>第8条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当する場合において、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を、減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（受益者に変更があった場合の取扱い）</p> <p>第10条 第5条の公告の日後受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>町長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>（延滞金の徴収等）</p>	<p>かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を賦課するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金を賦課したときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条 略</p> <p>（負担金の徴収猶予）</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合において、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>（負担金の減免）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を、減免することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（受益者に変更があった場合の取扱い）</p> <p>第10条 第5条の公告の日後受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>（延滞金の徴収等）</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条 <u>町長</u>は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者に対し督促をした場合においては、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を、加算して徴収する。</p> <p>（委任） 第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p>	<p>第11条 <u>管理者</u>は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者に対し督促をした場合においては、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を、加算して徴収する。</p> <p>（委任） 第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
 企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第9条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水洗便所改造等資金貸付条例 (昭和58年9月30日 条例第34号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(資金の預託)</p> <p>第2条 町は、この制度による運用原資として、予算の範囲内で<u>町長</u>の指定する金融機関に預託するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(貸付対象)</p> <p>第3条 資金の貸付対象は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）、幕別町農業集落排水処理施設管理条例（平成17年条例第106号）及び<u>幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u>（平成7年条例第28号）の定めるところにより、既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事（以下「工事」という。）とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(貸付けの額)</p> <p>第5条 貸付けの額は、標準設計工事費の範囲内の額とし、その限度額は、<u>町長</u>が別に定める。</p> <p>(借入れの申請)</p> <p>第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>町長</u>が定める手続により資金の借入申請をしなければならない。</p>	<p>○幕別町水洗便所改造等資金貸付条例 (昭和58年9月30日 条例第34号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(資金の預託)</p> <p>第2条 町は、この制度による運用原資として、予算の範囲内で<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「管理者」という。）の指定する金融機関に預託するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(貸付対象)</p> <p>第3条 資金の貸付対象は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）、幕別町農業集落排水処理施設管理条例（平成17年条例第106号）及び<u>幕別町個別排水処理施設管理条例</u>（平成7年条例第28号）の定めるところにより、既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事（以下「工事」という。）とする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(貸付けの額)</p> <p>第5条 貸付けの額は、標準設計工事費の範囲内の額とし、その限度額は、<u>管理者</u>が別に定める。</p> <p>(借入れの申請)</p> <p>第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、<u>管理者</u>が定める手続により資金の借入申請をしなければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(貸付けの決定及び通知) 第7条 <u>町長</u>は、前条の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(工事の完成) 第8条 前条の規定により資金貸付けの決定通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、貸付けの決定を受けてから別に定める期間内に工事を完成させ、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(貸付決定の取消し) 第9条 <u>町長</u>は、貸付決定者が次の各号の一に該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(資金の交付) 第10条 <u>町長</u>は、第8条の工事完成届出があったときは、所定の検査を行い、資金を交付するものとする。</p> <p>(貸付金の利息) 第11条 略 2 <u>町長</u>は、幕別町公共下水道条例第2条第7号に規定する処理区域内にあっては、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する期間、幕別町農業集落排水処理施設管理条例第2条第7号に規定する処理区域内にあっては、同条例第4条第2項に規定する期間、<u>幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例第3条</u>に規定する区域内にあっては、<u>同条例第4条</u>に規定する期間をそれぞれ経過して資金借入れの申請をした者については、別に定める利息を徴収するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(貸付けの決定及び通知) 第7条 <u>管理者</u>は、前条の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(工事の完成) 第8条 前条の規定により資金貸付けの決定通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、貸付けの決定を受けてから別に定める期間内に工事を完成させ、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(貸付決定の取消し) 第9条 <u>管理者</u>は、貸付決定者が次の各号の一に該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく<u>規程</u>に違反したとき。</p> <p>(資金の交付) 第10条 <u>管理者</u>は、第8条の工事完成届出があったときは、所定の検査を行い、資金を交付するものとする。</p> <p>(貸付金の利息) 第11条 略 2 <u>管理者</u>は、幕別町公共下水道条例第2条第7号に規定する処理区域内にあっては、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する期間、幕別町農業集落排水処理施設管理条例第2条第7号に規定する処理区域内にあっては、同条例第4条第2項に規定する期間、<u>幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）第2条第6項</u>に規定する区域内にあっては、<u>幕別町個別排水処理施設管理条例第4条</u>に規定する期間をそれぞれ経過して資金借入れの申請をした者については、別に定める利息を徴収するものとする。</p> <p>3 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(貸付金の償還) 第12条 貸付金の償還方法は、<u>町長</u>が別に定めるものとする。</p> <p>(一時償還) 第13条 <u>町長</u>は、資金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、償還期日前であっても貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>町長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(償還方法の特例) 第14条 <u>町長</u>は、借受者が、災害、盗難、疾病その他やむを得ない事由により貸付金の償還期日までに償還することが困難と認められるときは、借受者の申請により、償還の条件を変更することができる。</p> <p>第15条 略</p> <p>(事務の一部委託) 第16条 資金の貸付け及び貸付金の償還に係る事務については、その一部を<u>町長</u>の定める金融機関に委託することができる。</p> <p>第17条 略</p> <p>(委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>	<p>(貸付金の償還) 第12条 貸付金の償還方法は、<u>管理者</u>が別に定めるものとする。</p> <p>(一時償還) 第13条 <u>管理者</u>は、資金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、償還期日前であっても貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>管理者</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(償還方法の特例) 第14条 <u>管理者</u>は、借受者が、災害、盗難、疾病その他やむを得ない事由により貸付金の償還期日までに償還することが困難と認められるときは、借受者の申請により、償還の条件を変更することができる。</p> <p>第15条 略</p> <p>(事務の一部委託) 第16条 資金の貸付け及び貸付金の償還に係る事務については、その一部を<u>管理者</u>の定める金融機関に委託することができる。</p> <p>第17条 略</p> <p>(委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第10条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u> (平成7年12月19日 条例第28号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>幕別町個別排水処理施設</u>（以下「排水処理施設」という。）の<u>設置及び管理</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(設置) 第3条 <u>町が設置する排水処理施設は、幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）第2条第7号に規定する処理区域及び幕別町農業集落排水処理施設管理条例（平成17年条例第106号）第2条第7号に規定する処理区域を除く区域とする。</u></p> <p>(個別排水設備の設置期限) 第4条 <u>前条の区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、排水処理施設の使用開始の日から1年以内に個別排水設備を設置しなければならない。</u></p> <p>(工事の確認及び施行) 第5条 排水処理施設に個別排水設備を接続しようとする者は、あらかじめ工事の計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>の定めるところにより、<u>町長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、個別排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出ることをもって<u>町長</u>の確認を受けたものとみなす。</p>	<p>○<u>幕別町個別排水処理施設管理条例</u> (平成7年12月19日 条例第28号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>幕別町個別排水処理施設</u>（以下「排水処理施設」という。）の<u>管理</u>について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 削除</p> <p>(個別排水設備の設置期限) 第4条 <u>幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第3号）第2条第6項に規定する区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、排水処理施設の使用開始の日から1年以内に個別排水設備を設置しなければならない。</u></p> <p>(工事の確認及び施行) 第5条 排水処理施設に個別排水設備を接続しようとする者は、あらかじめ工事の計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>下水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「管理者」という。）の定めるところにより、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、個別排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出るこ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 略</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに<u>町長</u>に届けて検査を受けなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第7条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>規則</u>の定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届けなければならない。</p> <p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第8条 使用者が変わったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 <u>町長</u>は、排水処理施設の使用について、使用者から別表に定める額を使用料として徴収する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第10条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第12条及び第13条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>	<p>とをもって<u>管理者</u>の確認を受けたものとみなす。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の工事が完了したときは、直ちに<u>管理者</u>に届けて検査を受けなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第7条 使用者が排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>管理者</u>の定めるところにより、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届けなければならない。</p> <p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第8条 使用者が変わったときは、その新たに使用者となった者が遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の使用について、使用者から別表に定める額を使用料として徴収する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第10条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>第12条及び第13条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第11条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例 (平成7年12月19日 条例第29号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される個別排水処理施設に係る家屋の所有者をいう。ただし、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。）の目的となっている家屋については、それぞれ質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「質権者等」という。）をいう。<u>この場合において質権者等と当該家屋所有者とが協議して、当該家屋に係る分担金の徴収を受けるものを当該家屋所有者と定めたときは、町長はその者を受益者とみなすことができる。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第4条 町長は、家屋所有者又は質権者等から個別排水処理施設の設置申込みがあった場合、申込内容を確認し、分担金を賦課するものとする。 2 町長は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 町長は、次の各号の一に該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1)～(3) 略</p>	<p>○幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例 (平成7年12月19日 条例第29号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、事業により築造される個別排水処理施設に係る家屋の所有者をいう。ただし、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された使用貸借又は賃貸借による権利を除く。以下「質権等」という。）の目的となっている家屋については、それぞれ質権者又は使用借主若しくは賃借人（以下「質権者等」という。）をいう。<u>この場合において、質権者等と当該家屋所有者とが協議して、当該家屋に係る分担金の徴収を受けるものを当該家屋所有者と定めたときは、下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）はその者を受益者とみなすことができる。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第4条 管理者は、家屋所有者又は質権者等から個別排水処理施設の設置申込みがあった場合、申込内容を確認し、分担金を賦課するものとする。 2 管理者は、前項の規定による分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の分担金を減免することができる。 (1)～(3) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第12条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 (平成17年9月26日 条例第106号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。</p> <p>(使用開始の公告等)</p> <p>第3条 町長は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公告し、かつ、これを表示した図面を町の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、処理区域内の建築物が除去され、又は移転される予定のものである場合等相当の理由があると認められる場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、排水設備を設置しなければならない期限の延長を許可することができる。</p>	<p>○幕別町農業集落排水処理施設管理条例 (平成17年9月26日 条例第106号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が定める。</p> <p>(使用開始の公告等)</p> <p>第3条 管理者は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公告し、かつ、これを表示した図面を町の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(排水設備の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 管理者は、処理区域内の建築物が除去され、又は移転される予定のものである場合等相当の理由があると認められる場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、排水設備を設置しなければならない期限の延長を許可することができる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で、<u>町長</u>が別に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>町長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備（これらに接続する除害施設を含む。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>の定めるところにより<u>町長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出ることをもって<u>町長</u>の確認を受けたものとみなす。</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了の日から5日以内にその旨を<u>町長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第10条 略</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で、<u>管理者</u>が別に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備（これらに接続する除害施設を含む。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>の定めるところにより<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項に変更がある場合においても、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれがない変更にあつては、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって<u>管理者</u>の確認を受けたものとみなす。</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了の日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条～第10条 略</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築しようとする者は、あらかじめその計画について、<u>規則</u>で定めるところにより<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から排水施設に排除される汚水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。ただし、<u>町長</u>は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第11条 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築しようとする者は、あらかじめその計画について、<u>管理者</u>が定めるところにより<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前2項による届出があった場合において、当該除害施設から排水施設に排除される汚水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。ただし、<u>管理者</u>は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第12条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者が排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第12条 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者が排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第14条 使用者が変わったときは、新たにその使用者となった者が、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用者の変更の届出)</p> <p>第14条 使用者が変わったときは、新たにその使用者となった者が、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 <u>町長</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長</u>は、使用者が排水施設の使用を廃止したとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めるときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>4 <u>町長</u>は、特に必要と認めるときは、料金の概算額を前納させることができる。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>管理者</u>は、使用者が排水施設の使用を廃止したとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めるときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、特に必要と認めるときは、料金の概算額を前納させることができ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>この場合、排水施設の使用を廃止したとき精算する。</p> <p>5 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用水量を確定することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して<u>町長</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。使用水量の決定は、使用水量を測定し得る機器（以下「計測装置」という。）があるときは、計測装置により測定された水量により、計測装置がないときは、別に定める基準により<u>町長</u>が認定するところによる。ただし、別に定める基準により認定することが著しく不相当と認められるときは、<u>町長</u>は、その不相当と認める事実を勘案して認定することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終期から起算して5日以内に<u>町長</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>町長</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 <u>町長</u>は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めたときは、ポンプ施設その他の施設に計測装置を取り付けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第18条 <u>町長</u>は、使用料を算出するために、使用者から必要な資料の提出を求める</p>	<p>る。この場合、排水施設の使用を廃止したとき精算する。</p> <p>5 略</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用水量を確定することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。使用水量の決定は、使用水量を測定し得る機器（以下「計測装置」という。）があるときは、計測装置により測定された水量により、計測装置がないときは、別に定める基準により<u>管理者</u>が認定するところによる。ただし、別に定める基準により認定することが著しく不相当と認められるときは、<u>管理者</u>は、その不相当と認める事実を勘案して認定することができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の終期から起算して5日以内に<u>管理者</u>に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、<u>管理者</u>は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、使用者が水道水以外の水を使用する場合において、必要と認めたときは、ポンプ施設その他の施設に計測装置を取り付けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために、使用者から必要な資料の提出を求め</p>

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>ことができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第19条 処理施設の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設ける(排水設備を設ける場合を除く。)行為の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、<u>町長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(占有)</p> <p>第21条 排水施設又はその敷地に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して排水施設又はその敷地を占有しようとする者は、占有許可願を提出して<u>町長</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第19条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件についてはこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="116 906 1093 963"><tr><td>略</td></tr></table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(原状回復)</p> <p>第22条 前条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>町長</u>は、前条の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第23条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める使用料及び占有料を減免することができる。</p>	略	<p>ることができる。</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第19条 処理施設の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設ける(排水設備を設ける場合を除く。)行為の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(占有)</p> <p>第21条 排水施設又はその敷地に物件(以下「占有物件」という。)を設け、継続して排水施設又はその敷地を占有しようとする者は、占有許可願を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第19条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の占有の許可を受けた者から、次の表に掲げる占有料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占有物件についてはこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1164 906 2141 963"><tr><td>略</td></tr></table> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(原状回復)</p> <p>第22条 前条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前条の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第23条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める使用料及び占有料を減免することができる。</p>	略
略			
略			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第24条～第27条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第24条～第27条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第13条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町水道事業の設置等に関する条例</u> (昭和43年 3月23日 条例第3号)</p> <p><u>(水道事業の設置)</u> 第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本) 第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、幕別市街、札内市街、字豊岡、字相川、字千住、字日新、字依田、字塗別及び字軍岡の全域並びに字明野、字猿別及び字古舞の一部とする。</p>	<p>○<u>幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (昭和43年 3月23日 条例第3号)</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、公営企業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(設置)</u> 第1条の2 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業を設置する。 2 都市の健全な発達及び町民の公衆衛生の向上を図り、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p><u>(法の全部適用)</u> 第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の基本) 第2条 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>3 給水人口は、26,600人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、10,300立方メートルとする。</p>	<p>(1) <u>計画給水区域は、幕別市街、札内市街、字豊岡、字相川、字千住、字日新、字依田、字途別及び字軍岡の全域並びに字明野、字猿別及び字古舞の一部とする。</u></p> <p>(2) <u>計画給水人口は、26,600人とする。</u></p> <p>(3) <u>計画1日最大給水量は、10,300立方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>簡易水道の名称は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>駒島簡易水道</u></p> <p>イ <u>大豊簡易水道</u></p> <p>ウ <u>新和簡易水道</u></p> <p>エ <u>幕別簡易水道</u></p> <p>オ <u>忠類簡易水道</u></p> <p>(2) <u>簡易水道の計画給水区域、計画給水人口及び計画給水量は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>駒島簡易水道 計画給水区域 字駒島、字中里及び字弘和の全域並びに字五位及び字美川の一部</u> <u>計画給水人口 305人 計画1日最大給水量 307立方メートル</u></p> <p>イ <u>大豊簡易水道 計画給水区域 字大豊の全域及び字明野の一部並びに豊頃町の一部</u> <u>計画給水人口 215人 計画1日最大給水量 158立方メートル</u></p> <p>ウ <u>新和簡易水道 計画給水区域 字新和の全域並びに字南勢及び字猿別の一部</u> <u>計画給水人口 210人 計画1日最大給水量 411立方メートル</u></p> <p>エ <u>幕別簡易水道 計画給水区域 字明倫、字古舞及び字糠内の全域並びに字五位、字南勢及び字美川の一部</u> <u>計画給水人口 653人 計画1日最大給水量 850立方メートル</u></p> <p>オ <u>忠類簡易水道 計画給水区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類朝日、忠類公親、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当及び忠類古里の全域並びに忠類協徳、忠類共栄、忠類西当及び忠類元忠類の一部</u> <u>計画給水人口 1,631人 計画1日最大給水量 2,023立方メートル</u></p> <p>4 <u>公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(組織)</p> <p>第3条 <u>地方公営企業法</u> (昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者</u> (以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p> <p>第4条 <u>法第7条ただし書及び同法施行令</u> (昭和27年政令第403号) 第8条の2の規定に基づき、<u>水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p>	<p>(1) <u>名称及び区域は、次のとおりとする。</u> <u>ア 名称 幕別町公共下水道</u> <u>イ 計画処理区域 幕別町本町、幸町、錦町、宝町、札内西町、札内新北町、札内暁町、札内若草町、札内中央町、札内青葉町、札内文京町及び札内あかしや町の全部並びに幕別町新町、旭町、南町、緑町、寿町、字明野、札内桜町、札内北町、札内北栄町、札内共栄町、札内豊町、札内桂町、札内泉町、札内春日町、札内みずほ町及び字千住の一部</u></p> <p>(2) <u>計画処理区域面積は、719.60ヘクタールとする。</u> (3) <u>計画処理人口は、21,900人とする。</u> (4) <u>計画1日最大処理能力は、8,050立方メートルとする。</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u> (1) <u>農業集落排水処理施設の名称及び計画処理区域は、次のとおりとする。</u> <u>ア 名称 幕別町農業集落排水処理施設</u> <u>イ 計画処理区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類公親、忠類東宝及び忠類元忠類の一部</u></p> <p>(2) <u>計画処理区域面積は、129ヘクタールとする。</u> (3) <u>計画処理人口は、1,600人とする。</u> (4) <u>計画1日最大処理能力は、528立方メートルとする。</u></p> <p>6 <u>個別排水処理事業の処理区域は、幕別町公共下水道条例 (昭和58年条例第32号) 第2条第7号に規定する処理区域及び幕別町農業集落排水処理施設管理条例 (平成17年条例第106号) 第2条第7号に規定する処理区域を除く区域とする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>法第14条の規定に基づき、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長</u> (以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため、<u>建設部及び忠類総合支所</u>を置く。</p> <p>第4条 <u>法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p> <p>(特別会計)</p> <p>第4条の2 <u>法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業及び簡易水道事業</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が10,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第4項</u>の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第7条 <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000千円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000千円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第8条 町長は<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を5月31日までに<u>作成</u>する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため町長が必</p>	<p><u>を通じて一の特別会計を設ける。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が10,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第7条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000千円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000千円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第8条 管理者は<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>町長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を5月31日までに<u>提出</u>する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成</u>することができなかつた場合においては、<u>町長</u>はできるだけすみやかにこれを<u>作成</u>しなければならない。</p>	<p><u>者</u>が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出</u>することができなかつた場合においては、<u>管理者</u>はできるだけすみやかにこれを<u>提出</u>しなければならない。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第14条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>町長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、<u>町長</u>又は<u>町長</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（当該指定の効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>町長</u>及び指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（当該指定の効力を失った者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>管理者</u>及び指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第7条 <u>町長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 <u>町長</u>が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>町長</u>が定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第9条 <u>町長</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>町長</u>が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 <u>町長</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(給水契約の申込)</p> <p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>町長</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(給水契約の申込)</p> <p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(給水装置の所有者の代理人) 第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、<u>町長</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定) 第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) その他<u>町長</u>が必要と認めたる者 2 <u>町長</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置等) 第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>町長</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>町長</u>が定める。 3 メーターの位置が管理上不相当となったときは、<u>町長</u>は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。</p> <p>(メーターの貸与) 第15条の2 メーターは、<u>町長</u>が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下これらを「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。 (1)及び(2) 略 (3) その他<u>町長</u>が定めるとき。 2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出) 第16条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(給水装置の所有者の代理人) 第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定) 第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) その他<u>管理者</u>が必要と認めたる者 2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置等) 第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>管理者</u>が定める。 3 メーターの位置が管理上不相当となったときは、<u>管理者</u>は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。</p> <p>(メーターの貸与) 第15条の2 メーターは、<u>管理者</u>が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下これらを「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。 (1)及び(2) 略 (3) その他<u>管理者</u>が定めるとき。 2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出) 第16条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、<u>町長</u>の指定する町職員の立会を要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第18条 水道使用者等は充分なる注意をもって、水が汚染し又は凍結若しくは漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>町長</u>が水道使用者等に負担させることが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第19条 <u>町長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条及び第21条 略</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第22条 料金は、毎月の料金算定の基準日としてあらかじめ<u>町長</u>が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い使用水量に応じて算定する。</p> <p>2 <u>町長</u>は、特別の理由があるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、<u>管理者</u>の指定する町職員の立会を要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第18条 水道使用者等は充分なる注意をもって、水が汚染し又は凍結若しくは漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が水道使用者等に負担させることが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第19条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条及び第21条 略</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第22条 料金は、毎月の料金算定の基準日としてあらかじめ<u>管理者</u>が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い使用水量に応じて算定する。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、特別の理由があるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第23条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第24条 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>町長</u>は、水道の利用者が水道使用をやめたとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>3 <u>町長</u>は、特に必要と認めたときは、料金の概算額を前納させることができる。この場合、水道の使用をやめたとき精算する。</p> <p>4 略</p> <p>(加入負担金の納付)</p> <p>第26条 給水装置の新設又は改造工事の申込みをする者は、当該工事の申込みの際加入負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>町長</u>が認めた者については負担金を納付しないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>町長</u>が、特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第29条第2項の確認をするときの手数料は、<u>町長</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(料金及び手数料等の減免)</p> <p>第27条の2 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例に</p>	<p>第23条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第24条 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水道の利用者が水道使用をやめたとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、特に必要と認めたときは、料金の概算額を前納させることができる。この場合、水道の使用をやめたとき精算する。</p> <p>4 略</p> <p>(加入負担金の納付)</p> <p>第26条 給水装置の新設又は改造工事の申込みをする者は、当該工事の申込みの際加入負担金（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が認めた者については負担金を納付しないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が、特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第29条第2項の確認をするときの手数料は、<u>管理者</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(料金及び手数料等の減免)</p> <p>第27条の2 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例に</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>よって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第28条 <u>町長</u>は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第30条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(給水装置の切り離し)</p> <p>第31条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第32条 略</p>	<p>よって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第28条 <u>管理者</u>は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第30条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(給水装置の切り離し)</p> <p>第31条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第32条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(町の責務)</p> <p>第33条 <u>町長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>町長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第34条～第37条</p> <p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第33条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第34条～第37条</p> <p>(委任)</p> <p>第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営
企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（第15条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>町長</u>の定めるところにより、あらかじめ<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、<u>町長</u>が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、<u>町長</u>又は<u>町長</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>町長</u>及び指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p>	<p>○幕別町簡易水道事業給水条例 (平成10年 3月13日 条例第17号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）の定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により<u>管理者</u>及び指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第7条 <u>町長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 <u>町長</u>が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>町長</u>が定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第9条 <u>町長</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>町長</u>が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 <u>町長</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(給水契約の申込)</p> <p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>町長</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>町長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p>	<p>第7条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(工事費の予納)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>(給水契約の申込)</p> <p>第12条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ、<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、<u>町長</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>町長</u>が必要と認めたる者</p> <p>2 <u>町長</u>は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置等)</p> <p>第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>町長</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>町長</u>が定める。</p> <p>3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、<u>町長</u>は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第15条の2 メーターは、<u>町長</u>が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下これらを「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>町長</u>が定めるとき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第16条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、<u>町長</u>に届け出</p>	<p>第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が必要と認めたる者</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置等)</p> <p>第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、<u>管理者</u>は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第15条の2 メーターは、<u>管理者</u>が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下これらを「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が定めるとき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第16条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、<u>管理者</u>に届け</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>なければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用) 第17条 略</p> <p>2 私設消火栓を、消防の演習に使用するとき、<u>町長</u>の指定する町職員の立会を要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任) 第18条 水道使用者等は充分なる注意をもって、水が汚染し又は凍結若しくは漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>町長</u>が水道使用者等に負担させることが適当でないことと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査) 第19条 <u>町長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条及び第21条</p> <p>(料金の算定) 第22条 料金は、毎月の料金算定の基準日としてあらかじめ<u>町長</u>が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い使用水量に応じて算定する。</p> <p>2 <u>町長</u>は、特別の理由があるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定) 第23条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p>	<p>出なければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>(私設消火栓の使用) 第17条 略</p> <p>2 私設消火栓を、消防の演習に使用するとき、<u>管理者</u>の指定する町職員の立会を要する。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任) 第18条 水道使用者等は充分なる注意をもって、水が汚染し又は凍結若しくは漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が水道使用者等に負担させることが適当でないことと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置及び水質の検査) 第19条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条及び第21条</p> <p>(料金の算定) 第22条 料金は、毎月の料金算定の基準日としてあらかじめ<u>管理者</u>が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い使用水量に応じて算定する。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、特別の理由があるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。</p> <p>(使用水量及び用途の認定) 第23条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1)~(4) 略</p> <p>第24条 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>町長</u>は、水道の利用者が水道使用をやめたとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>3 <u>町長</u>は、特に必要と認めたときは、料金の概算額を前納させることができる。この場合、水道の使用をやめたとき精算する。</p> <p>4 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第26条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>町長</u>が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第28条第2項の確認をするときの手数料は、<u>町長</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(料金及び手数料等の減免)</p> <p>第26条の2 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第27条 <u>町長</u>は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適</p>	<p>(1)~(4) 略</p> <p>第24条 略</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水道の利用者が水道使用をやめたとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、特に必要と認めたときは、料金の概算額を前納させることができる。この場合、水道の使用をやめたとき精算する。</p> <p>4 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第26条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第28条第2項の確認をするときの手数料は、<u>管理者</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(料金及び手数料等の減免)</p> <p>第26条の2 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第27条 <u>管理者</u>は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>町長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第29条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(給水装置の切り離し)</p> <p>第30条 <u>町長</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>2 略</p> <p>第31条 略</p> <p>(町の責務)</p> <p>第32条 <u>町長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>町長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第33条～第36条 略</p> <p>(委任)</p>	<p>適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第29条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(給水装置の切り離し)</p> <p>第30条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第31条 略</p> <p>(町の責務)</p> <p>第32条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>第33条～第36条 略</p> <p>(委任)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>町長</u> が定める。	第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>管理者</u> が定める。